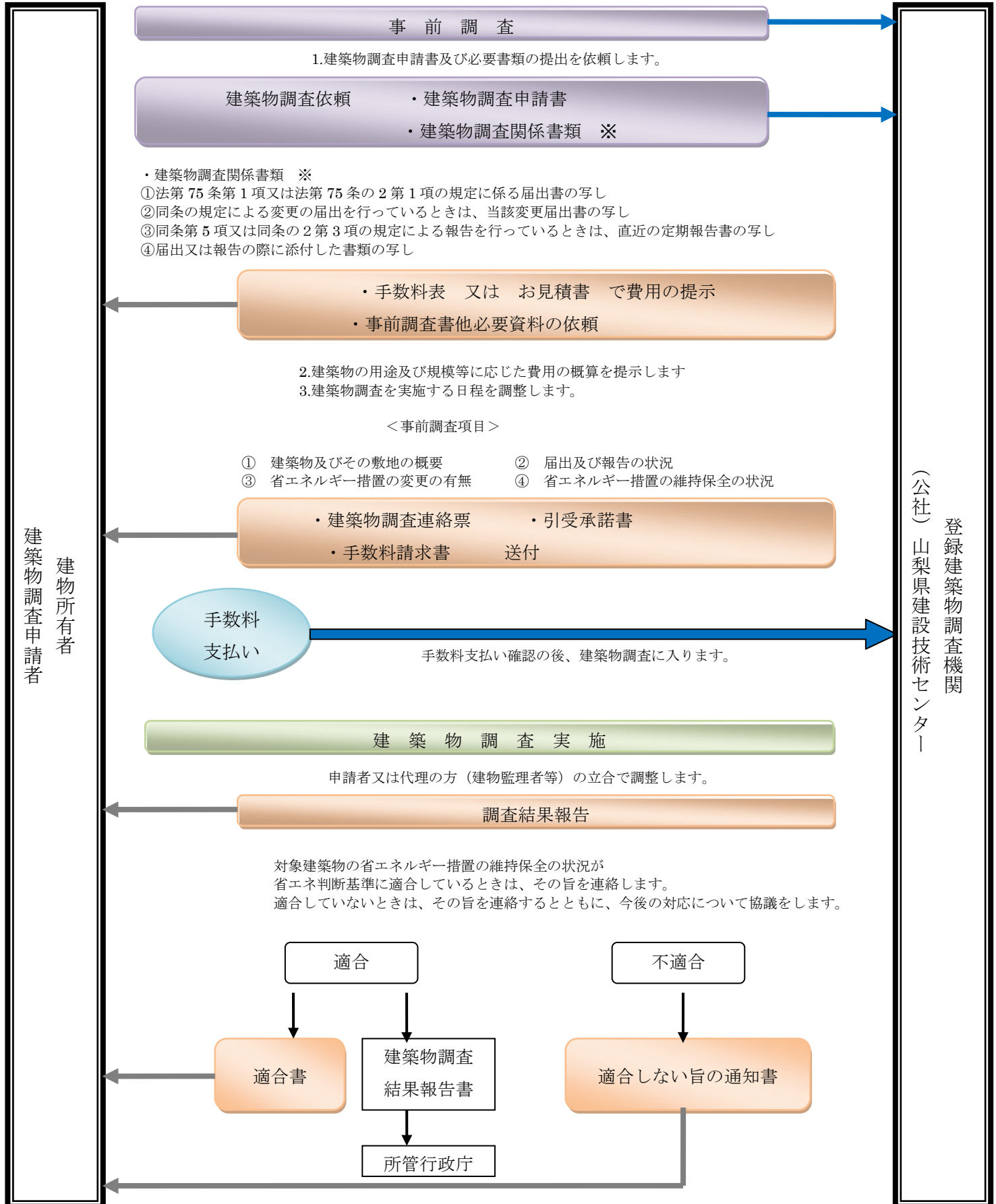


建築物調査業務 (8 / 中頃 業務開始予定)

建築物調査業務の流れ

公益社団法人山梨県建設技術センターにおける建築物調査は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律 第 49 号（以下法という。））に基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、センターが定める建築物調査機関業務規程及び標準作業書に基づき、公正かつ適確に実施します。



建築物調査業務

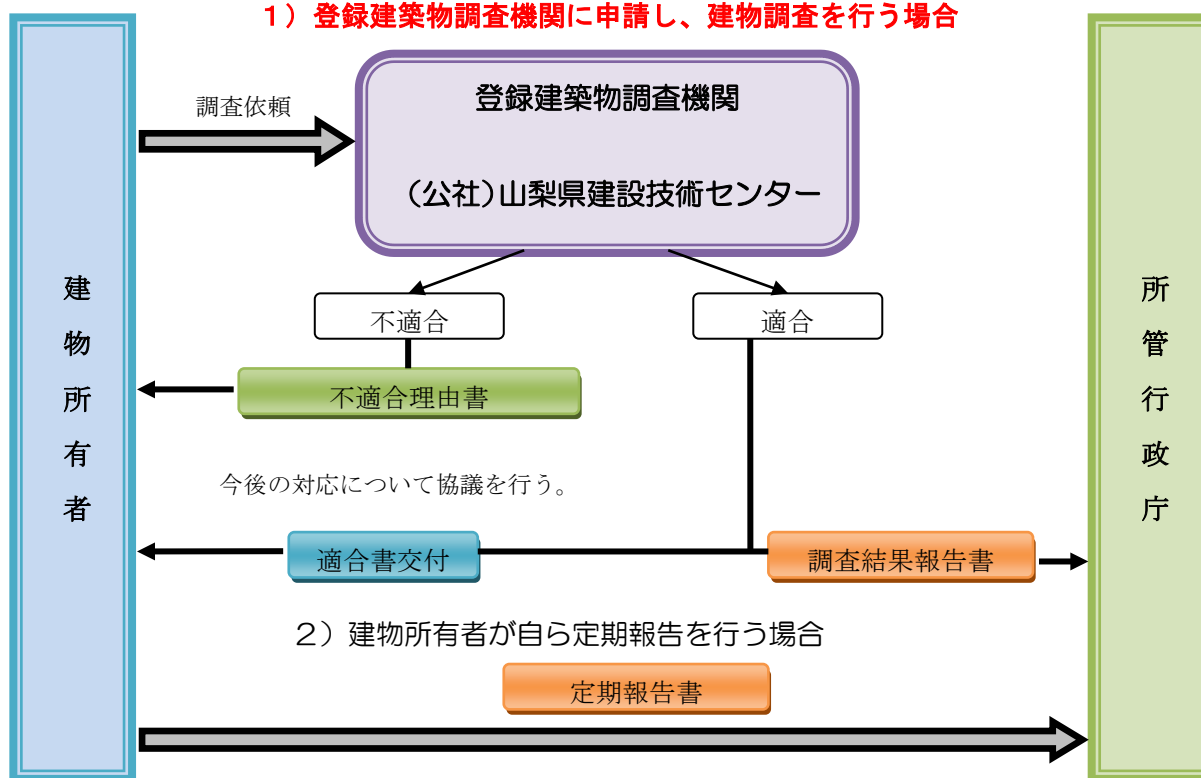
センターが、建築物の省エネ措置に係る維持保全状況を調査し、省エネ判断基準に適合すると認められた場合には、建築物の所有者が3年毎に行う省エネ法の定期報告は、免除されます。

定期報告の対象建築物：床面積300㎡以上で省エネ措置の届出を行った建築物（住宅以外）

定期報告の方法

定期報告は下記のどちらかの方法で行うことができます。

1) 登録建築物調査機関に申請し、建物調査を行う場合



ご不明な点などございましたらお気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 山梨県建設技術センター 建築審査部

住所：山梨県甲府市酒折一丁目 2075 番 2

TEL：055-232-0527

URL <http://www.yctc.or.jp>